

Press Release

報道関係者 各位

令和元年7月12日
名取市健康福祉部社会福祉課

障害福祉サービス等利用者負担上限月額の誤りについて

障害福祉サービス等受給者の利用者負担上限月額（以下「利用者負担額」）を決定するにあたり、本市システム内の所得区分判定に誤りがあることが判明いたしました。

記

- 対象となる障害福祉サービス等
 - 居宅介護
 - 放課後等デイサービス
 - 自立支援医療（精神通院）（以下「精神通院」）
- 原因
本市が導入している障害者福祉システムにおいて、税情報との連携に誤りがあったため、一部の利用者の所得情報が正しく反映されず、利用者負担額に誤りを生じたものです。
- 誤って決定した件数及び影響額
 - 居宅介護 2世帯2名（影響総額 0円）
 - 放課後等デイサービス 3世帯3名（影響総額 119,445円）
 - 精神通院 9世帯9名（影響総額 1,351円）
- 対応
今回誤認定が判明しました14名につきましては、早急に謝罪と経緯の説明をおこなってまいります。
また、適正な利用者負担額への対応については、関係機関と協議の上、適切に処理を進めます。
なお、（3）の精神通院については宮城県からの返還が必要となるため、宮城県と協議し対応してまいります。
- 再発防止策
制度の適正な運用のため、システムを改修するとともに、利用者負担額の決定にあたっては、複数職員でのチェック体制を行うなど再発防止を図ってまいります。

【問い合わせ】

名取市健康福祉部社会福祉課 早坂（内線140）
TEL：022-384-2111 FAX：022-384-2101